

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わりました！

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の**相談・申請窓口**が、**平成23年10月1日から、各都道府県労働局**に変更となりました。

対象となる助成金

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金 (※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金 (※) | ・ 訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金 (※) | ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金 |
| (4)中小企業職業相談委託助成金 (※) | |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

お問い合わせ・申請先は

(1)～(6)	高知労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 088-885-6052
(7)	高知労働局 職業安定部 求職者支援室 TEL 088-888-6600

